

広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十八号

広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成十五年広島県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第八の一五の項中「〇・二ミリグラム」を「一ミリグラム」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。